

# 申請書類等の受付整理一覧（許可及び届出営業）

申請届出の種類 添付書類	許可営業												届出営業	
	風俗営業					特定遊興飲食店営業								
	許可申請書様式第一号	許可申請書様式第一号 ④四号はちんこ屋等の場合	許可申請書様式第一号 ④四号はちんこ屋等を除く	許可申請書様式第一号 ⑤五号の場合	特別風俗営業認定申請書様式第一三三号	変更承認申請書様式第一〇号	変更届出申請書様式第一二二号	相続承認申請書様式第六号	合併承認申請書様式第七号	分割承認申請書様式第八号	許可申請書様式第四〇号	特別特定遊興飲食店営業認定申請書様式第四四号	深夜酒類提供飲食店営業開始届出書様式第四七号	性風俗特殊営業開始届出書様式第三七号 様式第二一七号 様式第二五号 様式第二四号
	2-A	2-B	2-B	2-C	○	※	※	×	×	×	○	○	×	その2
営業所の構造及び設備の概要☆その2 (A) (B) (C)	×	○	×	×	×	○	※	×	×	×	×	×	×	
同上（遊技機の明細書）☆その3	×	○	×	×	×	○	※	×	×	×	×	×	×	
営業所（事務所）の使用権原を疎明する書類（建物等の登記簿等及び使用承諾書又は賃貸契約書）	○	○	○	○	×	※	※	×	×	×	○	×	○	
営業の方法を記載した書類その1～その2（A-B-C）	その1,2A	その1,2B	その1,2B	その1,2C	○	※	※	×	×	×	○	○	その1,2	
営業所（事務所）の平面図	○	○	○	○	○	※	※	×	×	×	○	○	○	
営業所（事務所）周囲の略図（風俗100m、200m）	○	○	○	○	○	※	※	×	×	×	○	○	○	
個人の 場合	住民票の写し	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○	
	誓約書（個人営業用）	○	○	○	○	※	※	○	×	×	○	×	×	
	市町村長等の発する身分証明書（外国人は不要）	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
	（営業の許可を受けた未成年者） 法定代理人の氏名及び住所記載の書面	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
	営業に関し法定代理人の許可を受けていることを証する書類	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
	（相続で営業の許可が無い未成年者） 被相続人の氏名及び住所、営業所の所在地を記載した書面（登記簿写し等）	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
	法定代理人の住民票の写し	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
	法定代理人の誓約書	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
	法定代理人についての身分証明書	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
	法人の場合	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	
法人の定款	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×		
法人の登記簿の謄本	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×		
法人の役員の住民票の写し	○	○	○	○	×	×	○	△	○	×	○	○		
法人の役員の誓約書（役員用連名可）	○	○	○	○	※	※	×	○	△	○	×	×		
法人の役員についての身分証明書（外国人は不要）	○	○	○	○	×	×	○	△	○	×	×	×		
合併契約書の写し	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×		
分割計画書又は分割契約書の写し	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×		
役員の一覧表（氏名住所記載）	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×		
管理者の住民票の写し	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×		
管理者の誓約書（管理者用1、2）	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×		
管理者についての市町村長等の身分証明書（外国人は不要）	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×		
写真2葉（6ヶ月以内に撮影、縦3cm×横2、4cm）	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×		
遊技機が認定を受けたことを証する書類	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×		
型式検定遊技機であることを証する書面	×	○	×	×	×	○	※	×	×	×	×	×		
遊技機の構造等の説明書及びその写真	×	○	×	×	×	×	※	×	×	×	×	×		
被相続人との続柄を照明する書類（戸籍の写し等）	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×		
他の相続人の氏名及び住所を記載した書面	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×		
申請者の申請に対する他の相続人の同意書	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×		

- 【注】
- ※印については、当該申請書または届出に係る変更事項についての書類のみ添付させること。  
△印については、就任予定の役員に関する書類のみ添付させること。
  - 上記、許可及び届出営業に係る営業所の用途地域については、事前に確認すること。（用途証明書を添付させてもよい）
  - 飲食店営業併設の場合は、営業許可（保健所）を確認すること。（許可証の写しを添付させてもよい）
  - 性風俗特殊営業で、旅館及び興業場の許可（保健所）に係る営業については、その許可の有無を確認すること。
  - 届出営業には、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業もあるが本表では省略する。